

武器輸出三原則「見直し」を行わないことを求める意見書

政府は、防衛計画の大綱（防衛大綱）の年内改定を目指している。8月には、首相の私的諮問機関が武器輸出三原則の見直しなどを盛り込んだ提言をまとめ、さらに10月には、「三原則を取り巻く状況の変化を考慮しつつ、その扱いについて議論していく」との答弁書を閣議決定するなど、平和憲法の理念を覆す「見直し」が危ぶまれる。

武器輸出三原則は、1981年、三木内閣時の衆参両議院の本会議において「武器輸出問題等に関する決議」が採択され、武器輸出の実質的な禁止措置が強化されたものであり、今も堅持されている。

武力で平和をつくることはできない。わが国は武器輸出三原則を掲げることで、軍縮の実現に向け努力している国際社会において、一定の発言力を得てきた。また、アジアの一員として、地域の平和に寄与する責任を有するわが国においては、武器輸出三原則「見直し」を行って、戦争のできる国へとかじ取りを進めるのではなく、今こそ一層の外交努力により非軍事的構想に基づいた「安全保障」による平和を構築すべきである。

よって、国会及び政府においては、平和憲法を持つわが国が、世界中の国々や国民の期待に応えるべく、武器輸出三原則「見直し」を行わないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）12月9日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣

（提出者）日本共産党及び市民ネットワーク北海道所属議員全員